いじめ等対応組織

校長

いじめ不登校対策委員会

＜構成員＞　校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、相談主任、学年主任、スクールカウンセラー、特別支援サポート、生徒指導サポーター
○いじめの未然防止のために定期的に校長が招集し、情報の交換、共有等を行う。
○いじめ問題が発生した場合には校長が招集し直ちに情報収集、調査、事実確認指導の方針の決定等を行い、解決に向けた取り組みを行う。
○解決後も必要に応じ、継続的指導、経過観察、再発防止等の指導を行う。

教頭

○校内のいじめの実態と指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
○実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制を作る。
○いじめについて校長に報告し、その指導のもとに全校体制での取り組みを推進する。

生徒指導主事

○各学年の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
○校長、教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決にあたる。

学年主任（学年団）

○学級担任と連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
○担任と問題解決にあたるとともにいじめの情報を積極的に学年団で共有する。
○学年内のいじめについて生徒指導主事や校長、教頭に報告し、担任とともに対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。

学級担任（教科担任）

○自分の学級にもいじめはありうるという認識を持ち、生徒たちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
○授業中に言葉をかけるなど可能な限り、積極的に生徒と触れ合うようにする。
○いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員と連携を図る。
○生徒や保護者から訴えがあった場合はどんな些細なことであっても誠意を持って対応する。

教育相談
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ
養護教諭

○学級担任が気づきにくい生徒の様々な問題の把握に努め「心の居場所」づくりに努める。
○訴えのあった生徒の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
○把握した「いじめ」の情報を担任や生徒指導課、教頭、校長に伝え解決に向けて有効な対策を講じる。
○担任と十分な連絡をとり、家庭と連携を密にして問題の解決に努める。